ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2014年7月3日

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

Topics ～弊事務所が法曹専門雑誌 Asian Legal Business（ALB）にて Best China Practice of the Year を本年度も受賞（3年連続受賞）～

Ⅰ Lawyer's Eye

「知的財産権の濫用による競争排除、制限行為の禁止規定」について　顧問 李 彬

Ⅱ 中国法令アップデート

- 商務部による外資審査認可管理業務の改善に関する通知
- 上場会社による従業員持株計画実施の試行に関する指導意見
- 中国人民銀行による「国務院弁公庁による対外貿易の安定的成長の支持に関する若干意見」の徹底的実行に関する指導意見
- 上海市における小口外貨預金の上限金利撤廃に関する通知
- 中国（上海）自由貿易試験区外商投資受入特別管理措置（ネガティブリスト）（2014年修正）

Ⅲ 台湾法令アップデート

- 性別労働平等法
- 租税徴収法
- 産業創新条例
- 証人保護法

Ⅳ 中国万感

～大学入学試験の「状元」（首席合格者）～　顧問 李 加弟

© Anderson Mori & Tomotsune

Topics

～当事務所は、国際的な法曹専門雑誌 Asian Legal Business（ALB） にて、中国法務を扱う日本の法律事務所の中で最も優秀な法律事務所に与えられる Best China Practice of the Year を本年度も受賞致しました（3年連続受賞）～

2014 年 6 月 17 日、ザ・リッツ・カールトン東京にて、国際的な法曹専門雑誌 Asian Legal Business（ALB）主催の"ALB Japan Law Awards 2014"の授賞式が開催されました。

当事務所は、中国法務の分野での活躍が評価され、Best China Practice of the Year を受賞しました。

当事務所による同賞の受賞は 2012 年から 3 年連続となりました。

また、当事務所は他にも、Japan Deal of the Year 及び Equity Market Deal of the Year: Global Initial Public Offering of shares of Suntory Beverage & Food Ltd.（サントリー食品インターナショナル、東証上場案件）及び Real Estate Deal of the Year: Japanese IPO of Nippon Prologis REIT（日本プロロジスリート投資法人、東証上場案件）を受賞しました。

さらに、当事務所は本年から創設された東南アジア法務の賞である Best South East Asia Practice of the Year を受賞しました。

これもひとえにクライアントの皆様の変わらぬお引き立ての賜物と衷心より感謝申し上げます。

今後もクオリティーとスピードの向上に努めて参りますので、一層のご高配を賜りますようお願い申しあげます。

※ 更なる詳細はこちらからご覧頂けます。

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅰ Lawyer's Eye

顧問 李 彬

「知的財産権の濫用による競争排除、制限行為の禁止規定」について

国家工商行政管理総局(以下は「工商総局」という)は、6 月 11 日に「知的財産権濫用による競争排除、制限行為の禁止規定」の意見募集稿(以下「知的財産権濫用禁止規定」という)を公表し、7 月 10 日までの意見募集を開始した。

現在のところ知的財産権の濫用に対する制限については独禁法、契約法、対外貿易法、技術輸出入管理条例等の法令に規定があるが、いずれも原則的な規定に留まり、実務の運用は必ずしも明確ではないと思われる。

工商総局は 2009 年より「知的財産権分野における独禁法執行ガイドライン」の制定を検討し、2012 年年末には意見募集が行われていた。今回の知的財産権濫用禁止規定は、この流れを受け継ぐものであり内容及び体系は同ガイドラインと多くの部分で一致している。ただ、ガイドラインは法令執行の指導という性質があるため、内容的にはより充実である。

知的財産権濫用禁止規定は、独禁法の第 55 条を具体化するものとして準備されており、知的財産権の濫用による「競争排除又は制限する行為」の定義、種類、処罰等を定めた。重要な内容は以下のとおりである。

一. 定義及び関連市場の画定

知的財産権濫用禁止規定は、「知的財産権の濫用による競争排除、制限行為」を、「反独占法及び他の知的財産権に関する法律又は行政法規に違反し知的財産権を行使し、独占合意又は市場支配的地位の濫用等の独占的行為を行うこと」と定義されている。その内容は必ずしも明確とは言えず、何がこれに該当するかは不明確な部分が残る。

本規定では問題となる行為が個別に定められているが、結局のところ「知的財産権の濫用による競争排除、制限行為」が行政処罰の対象となるとされているため、結果として上記の抽象的な規定の解釈により処罰をされる可能性は否定できない点は留意する必要がある。

市場シェアや「支配的地位」の有無の判断において問題となる関連市場(関連商品市場及び関連地域市場)については次の様に規定されている。

原則	独禁法及び関連市場画定に関するガイドラインにより画定を行い、更に知的財産権や革新等の要素の影響を考慮する。
関連商品市場	当局が法執行業務の中で技術市場(知的財産権の行使に関わる技術と代替可能な同類の技術との間で競争を構成する市場)又は商品市場(特定の知的財産権を含む商品の市場)を認定できる。
関連地域市場	(特段の規定がなく、独禁法及び関連市場画定に関するガイドラインに基づき画定されると思われる。)

© Anderson Mori & Tomotsune

二. 知的財産権独占行為の種類

知的財産権濫用禁止規定には、主に以下の知的財産権独占行為が独禁法の体系に従って規定されている。表題最後の括弧には関連する独禁法の条文を挙げた。

1. 知的財産権の行使における独占的協定の締結（独禁法 13 条及び 14 条）

独禁法と同様に、独占的協定を締結してはならないという一般的な規定が置かれているのみで、知的財産権の行使に即した具体的な形態は定められていない。

一般的には、以下の行為が知的財産権の行使における独占的協定の締結とみなされる可能性がある。

- 競争関係のある特許権者が協定を結び互いに代替性のある特許にかかるロイヤルティや当該特許を使用する商品の価格を固定する行為。
- ライセンス契約において、ライセンシーに対し、当該技術を利用して製造する商品の数量を制限する行為。
- 競争関係のある知的財産権権利者がクロスライセンス契約の締結を通して販売市場を分割する行為。
- ライセンス契約において、新技術又は新製品の開発、使用を制限する行為。
- 知的財産権者がライセンスした技術を使用して生産した商品を販売する際に、再販売価格を固定したり、最低価格を設定する行為

2. 知的財産権の行使における市場支配的地位の濫用（独禁法 17 条、18 条及び 19 条）

知的財産権濫用禁止規定は、市場において支配的地位を有する事業者が正当な理由なく以下の行為を行うことを禁止している。

- 生産経営活動に必須の基礎となる技術のライセンス拒絶
- 取引相手の制限
- 知的財産権の譲渡やライセンスに際しての抱き合わせ
- 制限的条件の付加
  例えば、改良技術のグラントバックや不争条項、無効とされた知的財産権に対して継続して費用の支払いをさせること等が挙げられており、「その他の不合理な制限的条件を付すこと」というキャッチオール規定も存在する。

上記の一部の条項については既に契約法や技術契約紛争事件の審理における法適用の若干問題に関する解釈等において無効とされるものであるが、市場における支配的地位の濫用として独禁法違反とされる場合には更に処罰を受けることになる。

なお、市場支配的地位の認定及び推定については、独禁法第 18 条及び第 19 条の規定が適用される。知的財産権の保有は支配的地位認定に当たっての考慮要素の一つとされるが、当該知的財産権を保有していることのみをもって支配的地位を有すると認定されるわけではない。

3. 独占行為を構成しうる 4 種類の行為

以上の他、知的財産権濫用禁止規定には、以下の 4 つの類型について独占行為となる場合を規定している。

© Anderson Mori & Tomotsune

- パテントプール
- 規格の制定･実施
- 著作権管理団体の活動
- 市場における支配的地位を有する権利者による明らかな非侵害行為に対する警告状の乱発

三. 主管機関及び処罰

知的財産権独占行為の調査、処分を担当する機関は、中国の工商行政管理部門である。具体的な管轄については「工商行政管理機関による独占的協定、市場支配的地位の濫用事件の調査処理に関する手続規定」が適用され、以下の機関が担当する。

類型	管轄
✓ 全国範囲に重大な影響のある事件 ✓ 国家工商行政管理総局が自ら管轄すべきと判断した事件	国家工商行政管理総局
✓ その他の案件	国家工商行政管理総局が個別に授権した省レベルの工商行政部門。（再授権は不可）

行政処罰の内容は独禁法と同様であり、違法行為の停止命令、違法所得の没収、前年度の売上高の 1%以上 10%以下の過料が科されることになる。

また、私法上は、独禁法違反とされた条項は無効となるうえ、「独占行為による民事紛争事件の法適用の若干問題に関する規定」に基づく民事責任（侵害停止命令、損害賠償等）を負担することになる。

四. 小括

今回の意見募集稿の公表は、中国が公平な市場競争を維持するため、知的財産権の濫用に対する規制を段々重視している姿勢を示している。知的財産権濫用禁止規定は、今までの原則的な規定より、知的財産権分野における独占行為の定義、種類等を具体化しているが、未だ明確ではない条項も少なくなく、今後公布される正式な規定や当局による今後の運用を見ながら、理解を深化する必要がある。

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕
弁護士 濱本 浩平
弁護士 横井 傑

最新中国法令の解説

＜外商投資＞

商務部による外資審査認可管理業務の改善に関する通知

［ポイント］ 商務部より各省レベルの商務部門へ出された通知であり、昨年末からの会社法・会社登記管理条例等の改正による最低資本金、資本金払込時期の制限、現物出資割合の制限及び出資検査報告の廃止に沿った取扱いを各地の商務部門に求めるものである。法令の改正自体は今年 3 月 1 日より施行されていたものの、これまで例えば外商投資企業設立の認可申請に当たって提出する原始定款には初回の出資期限や出資検査報告に関する規定を入れるよう従前通り指導する運用がなされていた等、各地の商務部門の窓口レベルの対応は 3 月 1 日以降も従前のままであった。本通知により、外商投資企業についても改正後の会社法等に沿った取扱いがなさることとなった。

（2014 年 6 月 17 日公布、施行）（商務部）

［原文］ 商务部关于改进外资审核管理工作的通知

＜従業員持株制度＞

上場会社による従業員持株計画実施の試行に関する指導意見

［ポイント］ 本指導意見は、上場会社における従業員持株計画の実施に際し、従業員持株計画の設立、管理、資金調達及び株式調達等について規定している。中国における従業員持株計画については、中国証券監督管理委員会が 2012 年 8 月 4 日に「上場会社の従業員持株計画管理暫定弁法（意見募集稿）」を発表して意見募集を行ったが、正式な公布には至らなかったという経緯があり、本指導意見は、これを2年越しで実現したものといえる。従前の管理暫定弁法に比べて、資金調達及び株式調達について多様な手段が規定されている点が特徴的で、自由度が大きく向上した規定になっているといえよう。

（2014 年 6 月 20 日公布）（中国証券監督管理委員会）

［原文］ 关于上市公司实施员工持股计划试点的指导意见

＜クロスボーダー人民元＞

中国人民銀行による「国務院弁公庁による対外貿易の安定的成長の支持に関する若干意見」の徹底的実行に関する指導意見

［ポイント］ 本指導意見は「国務院弁公庁による対外貿易の安定的成長の支持に関する若干意見」を金融面で具体化するものであるが、特にクロスボーダー人民元に関して次の規制緩和を定めている点が重要である。即ち、(i)銀行に受取・支払指図書に基づく経常取引及び直接投資に関するクロスボーダー人民元決済を認める、(ii)人民元の国際プーリング、経常取引に関するクロスボーダー人民元の集中決済を認める、(iii)銀行に支払業者との協力によるクロスボーダー人民元決済サービスの提供を認める等の点が注目すべき点である。これらは本年 2 月の通知に基づき中国

© Anderson Mori & Tomotsune

（上海）自由貿易試験区（「自貿区」）において規制緩和が進められていたものであるが、今回の指導意見は自貿区外でも同様の改革を進めるものと思われる。
（2014 年 6 月 11 日公布）（中国人民銀行）
［原文］ 中国人民银行关于贯彻落实《国务院办公厅关于支持外贸稳定增长的若干意见》的指导意见

＜金利（上海市）＞

上海市における小口外貨預金の上限金利撤廃に関する通知

［ポイント］ 本通知は自貿区において本年 3 月 1 日より実施されている小口外貨預金（300 万米ドル未満）の上限金利撤廃を上海市全域へ広げるものである。ただし、自貿区においては自貿区で設立された企業及び自貿区で 1 年以上修行している個人について上限金利が撤廃されているものの、自貿区外ではまず企業のみで上限金利が撤廃され、個人については状況を見て追って自由化されるとされている。
（2014 年 6 月 26 日公布、同月 27 日施行）（中国人民銀行上海本部）
［原文］ 中国人民银行上海总部关于在上海市放开小额外币存款利率上限的通知

＜中国（上海）自由貿易試験区＞

中国（上海）自由貿易試験区外商投資受入特別管理措置（ネガティブリスト）（2014 年修正）

［ポイント］ 自貿区において会社の設立・変更に関する特例（簡易な手続）を利用できない業種、及び当該業種に関する外資規制の内容の一覧の 2014 年版である。昨年 9 月末に公表された 2013 年版に比べて、(i)一部業種の一覧からの削除（即ち、当該業種につき簡易な手続が利用可能になる。）、(ii)一部業種の外資規制の緩和、さらに(iii)外資規制の内容の明確化（例えば最低資本金や外資出資比率上限等の制限内容の明記等）が行われている。具体的には、今回リストから削除されたものは、輸出入商品認証業等の 14 業種、外資規制が緩和されたものには緑茶生産加工業（禁止から中方支配なら可能へ変更）、外資規制の内容が明確化されたものには直販企業（出資者が中国国外で 3 年以上直販活動に従事していたこと、及び最低資本金 8000 万人民元を明記）等が含まれている。
（2014 年 6 月 30 日公布）（上海市人民政府）
［原文］ 关于公布中国（上海）自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2014 年修订）的公告

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】◆

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅲ 台湾法令アップデート

台湾弁護士　呉　暁青

〈労働関係〉

性別労働平等法

〔ポイント〕今回の性別労働平等法の改正のポイントは、①性別労働平等法の適用範囲を高等学校以上の研修生、労働当局が指定する技能実習生まで拡大すること、②労働者の生理休暇、産前産後休暇、育児休暇を認めず、職務評価等において不利な取扱いを行った場合、または違法行為を告発した労働者に対し、解雇、人事異動など不利な処分を行った場合、当該事業主に対して、主務官庁はニュー台湾ドル（以下同じ）2 万元以上 30 万元以下の過料を科すこと、③リクルート、職務評価などを行う際に性別による差別的取扱いを行った事業主に対し、主務官庁は 10 万元以上 50 万元以下の過料を科すこと等が定められた点である。

（2014 年 6 月 18 日公布、同日施行）

〔原文〕 性別工作平等法

〈租税〉

租税徴収法

〔ポイント〕今回の同法の改正点は、脱税者の優遇措置の取消しに関する規定である。修正された同法第 48 条によれば、納税義務者が脱税し、その情状が重大である場合は、関連法令によりそれを処罰するほか、財政部はその者が当該年度に受けた租税優遇措置を取消し、受けた利益の返還を要求しなければならないとされた。また、納税義務者が環境保護、労働、食品安全に関する法令に違反し、その情状が重大である場合は、主務官庁は財政部に対し、その行為を通知し、財政部はその者がその年度に受けた租税優遇措置を取消し、受けた利益の返還を要求しなければならないとも規定された。

（2014 年 6 月 18 日公布、同日施行）

〔原文〕 稅捐稽徵法

〈産業創新条例〉

産業創新条例

〔ポイント〕今回の改正のポイントは、環境保護、労働または食品安全に関する法律の遵守を奨励するための営利事業所得税（台湾の法人税）の減額優遇である。改正後の同条例第 10 条によれば、直近 3 年間に環境保護、労働または食品安全に関する法律に違反し、その情状が重大であったことのない企業に対しては、研究開発に投入した費用の 15%を上限とし、当年度の営利事業所得税の税額に充てることができるとされた。但し、これにより減額できる税額の限度は、当年度の税額の 30%までとされている。その一方、直近 3 年間に環境保護、労働または食品安全に関する法律に違反し、その情状が重大であることを主務官庁より認定された企業は、同条例に定める奨励または補助措置を受けてはならず、既に受けた奨励または補助措置があれば返還しなければならないと規定された。

（2014 年 6 月 18 日公布、同日施行）

〔原文〕 產業創新條例

〈司法取引〉

証人保護法

〔ポイント〕今回の同法の改正により、営業秘密法に定める営業秘密侵害罪と陸海空軍刑法に定める職権濫用罪などの刑事事件についても、証人保護法が適用されることになった。ポイントは、台湾版の司法取引といわれる「汚点証人制度」の利用を促進するための改正が行われた点であ

© Anderson Mori & Tomotsune

る。従来、正犯または共犯ではない被告または被疑者が捜査中に他の犯罪関係者の犯行を供述し、検察官がそれにより犯罪を起訴できた場合、改正前の同法によれば、検察官はその供述者に対し、不起訴処分とすることだけが可能であった。しかし、実際に当該制度により不起訴処分を受けた例は少なく制度としてはあまり機能していなかった。改正法では、検察官は不起訴処分とするほか、求刑を軽減することもできるとされたため、今後同制度の利用が促進されることが予想される。
（2014 年 6 月 18 日公布、同日施行）
〔原文〕 證人保護法

© Anderson Mori & Tomotsune

中国万感

【大学入学試験の「状元」(首席合格者)】

顧問　李　加弟

中国では、大学の統一入学試験で各省のナンバーワンを取った学生のことを「状元」という。「状元」とは、元々中国の科挙試験から生じた言葉であり、首席合格をして進士になった受験者を指す言葉であった。

中国の大学入学試験は、6 月上旬に全国で一斉に行われる。試験が文系と理系に分かれるのは全国どこでも同じであるが、試験科目数や試験内容、配点は各省で区々になっている。

試験結果は毎年 6 月末に発表されるが、結果発表後、新聞紙やインターネットは、こぞって各省の「状元」について報道する。報道の中心となるのは「状元」の家庭状況や学習方法等で、両親や出身校の先生もホットなインタービュー対象となる。なお、今年の北京市の配点は合計 750 点で、文系と理系の「状元」の得点は、それぞれ 704 点と 712 点であった。

最近は、大陸の学生も香港など大陸外の大学に入学申請できることから、一部の「状元」は、大陸の伝統名門校である北京大学や清華大学ではなく、香港の大学の高額な奨学金を獲得したうえで、香港で入学申請するケースが増えている。

近ごろ話題になっている去年の遼寧省の「状元」は、昨年、全額奨学金 72 万元を獲得して香港大学に入学したところ、言葉や気候などが合わず、入学後わずか一か月後で退学し、今年、改めて大学入学試験に参加して再度遼寧省の状元になり、北京大学に入学申請したとのことである。

このように「状元」について大きく報道される一方で、成績よりも素質教育を重視し、成績重視の意識を抑えるべきという意見もあり、地域によっては、「状元」に関する情報の公開を禁止する場所もある。筆者も、子をもつ母として、大学入試の成績がすべてではなく、子供の健康と幸福が何よりも大事だと思う次第である。

© Anderson Mori & Tomotsune

TOPICS

当事務所のパートナー、若林耕弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

サービス産業にみる日本からアジア諸国への事業展開上の課題 7 中国編
「拡大する中国外食市場と日経外食企業の進出のチャンス」
(「グローバル Biz ジャーナル」 2014 年 2 月 28 日号)

サービス産業にみる日本からアジア諸国への事業展開上の課題 10 台湾編
「拡大する台湾外食市場と食の安全性意識の高まり」
(「グローバル Biz ジャーナル」 2014 年 5 月 31 日号)

© Anderson Mori & Tomotsune

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	若林 耕
若林 耕	李 加弟	詹 新平
楽 楽	李 彬	
横井 傑	安 然	
屠 錦寧		
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION

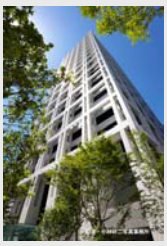

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: http://www.amt-law.com/

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com

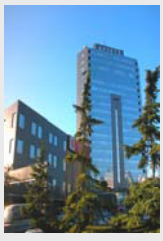

日本安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com

日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス
Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com